

# 金沢文庫蔵二十二巻本『表白集』所収表白文の文体について

山 本 真 吾

## 目 次

- 一、書誌
- 二、構成
- 三、具体例から
- 四、文体差の生ずる要因
- 五、二十二巻本『表白集』所収表白文の作者について
- 六、まとめ

## 一、書 誌

金沢文庫所蔵の二十二巻本『表白集』(15—1)二帙二十帖は、いわゆる十二巻本『表白集』と並んで、仁和寺系(喜多院御室守覚法親王周辺)の「類聚」の産物と見做されるものであって、院政鎌倉時代の表白集編纂活動の実態解明に欠くべからざる文献と判ぜられるものである。

此度、金沢文庫御当局の格別の御允許を賜り、その原本を親しく調査する機に恵まれた。<sup>(1)</sup>ここに、まずその書誌的事項を示し、以下、本文獻所収の一々の表白文を対象として、文体(表記体)に関わる問題に

ついでいささか考察した所を述べてみたい。

本文献は、鎌倉時代後期の書写になると推定されるもので、粘葉装、楮交り斐紙であつて、印無く、原表紙、法量は縦二二・六糎、横一四・五糎、押界六行（界高一八・五糎、界幅一・九糎）、一行十五字程度を記す。奥書は無い。その第一について、外題、内題等を示せば次のとおりである。

（外題） 「表白集第一」（結縁灌頂三昧耶戒／同初夜／伝法灌頂初夜）（第二）

（内題） 「表白集第一」（結縁灌頂三昧耶戒 同初夜／伝法灌頂初夜）（第二）

（尾題） ナシ

（表紙） 「御」〔Ken a（梵字）〕

\*引用文の（一）は小書を示し、／は改行を指す、以下同。

各巻の表紙には、右の如く称名寺長老明忍房劍阿（二二六一—二三三八）の署名（梵字）があつて、恐らくは、彼の周辺にいた僧侶たちが手分けして本文の書写に当つたかと判ぜられる。巻毎に筆が異なつていふように見受けられるが、具体的に何人で誰がどの巻を担当したかは、現段階では未だ詳しく考証し得ていない。

なお称名寺長老劍阿の手沢本は、他にも金沢文庫に保管の『言泉集』、『転法輪鈔』、『鳳光抄』などの安居院の唱導書が知られるが、これらも本文献と同様複数の筆跡が確認される。いづれも、劍阿が称名寺の二代長老となつた、鎌倉時代後期の徳治正和ごろに分担書写させたものと考えられているものである。<sup>(2)</sup>

後に詳しく述べるように、本文献所収の表白文は、多く漢文体で書かれてあるが、まま片仮名交じりの作品があつて、さらに、本文とは別筆と見られる傍訓も認められる。いま、その仮名字体を示す。大局的には、「ウ」「ツ」の字体、また「ン」を明確に二筆に書くなど鎌倉時代後期の様相を呈していると判ぜられるが、「ミ」や「ヤ」、「ケ」の字体にこれを明らかに遡ると見られるものが存し、またテに「天」、ニに「尔」の古体を用いている点など仮名字体について言えば、祖本の字体を反映すると思われるものの含まれていることは注意しておきたい。

符	ン	ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
ヲ、セテ	ン		ヲ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
		キ	リ		ミ	ヒ	ニ	チ	シ	キ	イ
名		井	リ		ミ	ヒ	ニ	チ	シ	キ	イ
	給		ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
	下		ル	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ	
事	奉	エ	レ	江	メ	ヘ	ネ	テ	セ	ケ	衣
カ			レ	メ	フ		テ	セ	ケ	ケ	エ
	テシ	ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ
	ノ	ケ		ヨ	モ		ノ	ト	ソ	コ	

二、構成

本文献は、既に小峯和明氏<sup>(3)</sup>や牧野和夫氏<sup>(4)</sup>の説かれる如く、主として仁和寺の僧侶による表白文の集成である。三十篇  
 余り「不知作者」などとして不明のものも存するが、原則として表題下の注記に作者の名が記されている。これによれ  
 ば、大御室(性信)から中御室(寛行)、成就院大僧正(寛助)、高野御室(覚法)、紫金台寺御室(覚性)、勤修寺法務寛信<sup>(5)</sup>、  
 また統遍照発揮性靈集補闕鈔三卷の編纂で著名な濟暹僧都、藤原教長入道などが主要な作者として挙げられようかと思  
 う。したがって、個々の表白文の作成年代は、十一世紀初期から十二世紀頃にかけての比較的広汎に及ぶものと見られ  
 る。

また、本文献は文学史的にもきわめて意義深く、全三七六篇もの表白文を集成するところから、院政期の類聚文化の典型と見做されるもので、今後十二巻本表白集（東寺、京都女子大本など）との関連も注意される。<sup>(6)</sup>

さらに、本文献を資料とすることによつて、院政期の権力を直接支える仏法・王法相依の実態、また表白文を通じた密教修法、仏事法会の体系といった仏教史の問題、守覚法親王を中心とした仁和寺文学サロン（真俗の交流）の実態や所収表白文の日本文章史上（特に日本漢文、片仮名交じり文）の位置を考究するといった院政期の言語文化論的問題の追求にまことに有用であると断じて疑わないものである。

本文献の構成は以下のとおりである。巻第八、第十一の二巻を欠いて、現存二十帖である。

- 巻第一 結縁灌頂三摩耶戒 同初夜 伝法灌頂初夜
- 巻第二 結縁灌頂乞戒
- 巻第三 灌頂誦経導師 結縁灌頂
- 巻第四 結縁灌頂大小阿闍梨嘆徳
- 巻第五 伝法灌頂嘆徳
- 巻第六 灌頂嘆徳返答 結縁大小阿闍梨并伝法 教誠詞同返答等
- 巻第七 塔小塔泥塔等并堂供養
- 巻第八 仏経供養一 息災 [欠]
- 巻第九 仏経供養二 息災
- 巻第十 仏経供養三 息災
- 巻第十一 仏経供養四 息災 [欠]
- 巻第十二 仏経供養五 滅罪

卷第十三 仏経供養六 追善

卷第十四 修法護摩供等

卷第十五 供養法

卷第十六 読経念誦

卷第十七 理趣三昧 息災 追善

卷第十八 祖師影供并影供養

卷第十九 大師御影并影供養

卷第二十 忌日

卷第二十一 雑上

卷第二十二 雑下

右のように、法会の種類、供養の種別によって、部類しているのであって、この点も十二巻本『表白集』と一致した性格と言える。

三、具体例から——二種の文体（表記体）の存在——

ここで、現存二十帖計三七六篇の表白文を通して、表記の面から観察した場合、直ちに、その文体の均質ならざるところに気付くのである。

具体例として、今ここに、二篇の表白文の全文を引用する。この二篇は、同じ巻に収められ、かつAの本文に続いてすぐにBの本文が記されているものであり、連続している。

A 東寺灌頂乞戒導師表白（平救阿闍梨／大阿闍梨可尋之）（表白集第二）

夫以結緣灌頂法會者累代万葉御願也」源西域基シテ流東都ニ来レリ弘法大師從「渡万里滄海伝ニ密教海以來一人三公玉」  
体ニ塵ヲ掃給ヒ四衆万民露命ニ不憑繫ト」言事無シ於国城郭タリ於人膏腴命者ハ不」聞重垢者ハ入コト不得是故印度則輸婆  
三」藏宝位ヲ捨テ道尋給ヒ辰旦則玄宗皇」帝勅命ヲ下テ賢ヲ撰給ヘリ凡道嚴重法」甚重ナル言語道断心行所滅セリ方今法  
印」大和尚青龍ニ流ヲ傳テ五瓶ニ水ヲ湛給ヒ白」象ニ香燃テ三密ニ燈ヲ挑給ヘリ五智円鏡ハ」法界宮ノ秋月モリ明也八葉心蓮ハ  
花藏界ノ夏池ヨリモ鮮也榮耀ヲ春色ニ並ハ梅桜ノ林」枝ヲ卷光花ヲ暎ノ天ニ論レハ日月ノ光景ヲ」収ハツ出暇利生入壇伝ノ御俸テ  
万代ニ傳テ」無恥今金剛弟子等六情ニ風扇油鉢易」傾苦海ニ波高シテ浮囊難持爰阿羊ノ首ヲ」傾テ師子ノ床ヲ仰奉事ヲ万代  
御願寄テ十」重ノ戒品授給ヘ云々 次神分」 (第二、五ウ2〜七オ3)

B 東寺灌頂乞戒導師表白 (覺任僧都ノ大阿闍梨成就院大僧正) (表白集第二)

夫以結緣灌頂之事業者鎮護国家之」洪基也尋濫觴者二百余才薰修久積」計宝歴者二十余代堯日繼光故皇沢」広衣法水  
遙沾是以九棘之並袂也含鳳」泥而臨砌四衆之合掌也守鵝珠而集會」矣何況法螺之響于雲上也驚法界宮」之聖衆覺唄之  
隔于乾坤也移青龍寺」之儀式凡大会鄭不可得而称者歟爰」伝戒大阿闍梨耶法印大和尚位惠燈赫」胸照世之徳論日月慈  
悲誦心濟度之」思同船筏是故留勸賞於永代学徒繼」踵遂前途究修造於不日大師含嘆授」遐算不知脱三地之聖位仮来五  
濁之迷」方歟又不知三身之一身歟千仏之一仏歟依」之一人敬之以説衛護万民仰之以為依怙若」尊若卑誰不浴其恩波乎  
誠法之盛衰由」人々之昇沈待時人法興盛之今傾先代末」有者平然者則伽藍之弘法可久者保法」体於不老不死密教之流  
布可遙者伴惠」命於龍猛龍智殊分金輪久転照玉燭於」二儀射山影閑潤惠沢於千葉方今貴賤」運歩而濯罪障於性戒之水  
緇傾首而」欲払客塵於戒珠之光早授十重禁之」尸羅当入五智印之仏位矣」 (七オ4〜九オ4)

右のAとBとを比較して、容易に了解されることは、Aは漢字片仮名交じり文であるのに対して、Bは漢文(漢字専用文)であるという事実である。

さらに、仔細に観察すると、Aの場合、まず、片仮名は小書で、部分的には「秋月モヨリ明也」の如く、双行割り書き(直命書き)となつている点注意される。

かかる事例は、本文献所収の他の表白文にも認められるものであつて、

(例) 始去年中期スルニ永代ヲモ (2-12 観音院灌頂乞戒導師表白)

夫以大法一味トナレ (3-1 円宗寺結縁灌頂誦経導師表白)

先王数子ノ御中ニ鍾愛尤勝給キヘリ (3-3 大御室御灌頂誦経導師表白)

のように拾うことができる。

第二に、このAタイプの表白文の場合、語順が日本語式になつてゐる箇所が散見するという事実を指摘できる。「玄宗皇帝勅命ヲ下テ賢ヲ撰給ヘリ」などがその例である。これも、片仮名交じりの表白文では、他にも認められ、

(例) 今女大施主ハ則榮耀ヲ一朝極給ヒ芳名ヲ万邦ニ施給ヘリ (2-12 観音院灌頂乞戒導師表白)

蘭菊ノ散芳スル秋ノ夕夜光ヲ挑テ月輪観ヲ朗給ヘリ (3-3 大御室御灌頂誦経導師表白)

の如くである。

さらに、第三の注意される点としては「十重ノ戒品授給ヘ」のように敬語の漢字表記と認むべきものを拾うことができるということである。

これも、例多く、枚挙に遑ないので、次の事例を示すに止める。

(例) 五色ノ雲衣ヲ脱給テ身ヲ解脱ノ衣ニ賤ヤツシ給 (3-3 大御室御灌頂誦経導師表白)

今日域之帝王四観王座ス (同右)

然則女大施主函仏像代吾身奉送聖靈書写経卷為我消息最後御訪ト思食処也 (13-2 御乳母大式三位奉為堀川院修

御追善表白)

一方、Bのタイプは、漢字専用文であつて、語順も漢文式を原則とし、敬語の補助動詞の漢字表記と認めるべきものは見られないのが通常である。

かように、本文献所収の表白文には、大きく二つのタイプ、すなわちAⅡ漢字片仮名交じり文、BⅡ漢文、の文体を有するものが混在しているようであつて、均質でないことがわかる。

#### 四、文体差の生ずる要因

さすれば、かような文体差は、いかなる要因によつて生じたのであろうか。種々の可能性が想定されるが、さしあたり、次の三つほどがまず検討されなければならないであろう。

- 1、仏事法会の目的、修法の種類の違い
- 2、めあての人物（施主や追善の対象亡者など）の社会的属性の違い
- 3、表白文作者の違い（あるいは、その作者の生きた時代性を反映するか）

#### 《1の可能性について》

同じ「表白文」であっても、法事法会の目的や修法の種別に応じて、その内容は異なっている。この差を反映して、A、B両タイプの作品が存在するのではないかという仮説が成り立つ。本文献は、同一または類似の法会、修法の作をそれぞれ各巻にまとめて収録しており、したがつて、もしこの仮説が正しいのであるならば、ある巻にはAタイプ、また別のある巻にはBタイプの表白文が偏つて存在することになる。しかしながら、結論的に言つて、このような傾向は看取しがない。

さらに、詳細に検討するならば、同じ巻に所属し、かつ同じ表題の表白文でありながら、AタイプとBタイプのものが存する事実が次のように認められ、やはりこの仮説が支持され難いものであることが了解される。



- ①東寺結縁灌頂乞戒導師表白 (第二)  
A | 2・7・8 / B | 3・4・5・6・9・10・11
- ②観音院結縁灌頂乞戒導師表白 (第二)  
A | 12・14・15 / B | 13・16・18・19・20
- ③南御室仏名後朝供養法表白 (第十五)  
A | 5・10 / B | 4・6・7・8・9
- ④神泉苑孔雀経御読経表白 (第十六)  
A | 1 / B | 2・3
- ⑤産祈孔雀読経表白 (第十六)  
A | 10 / B | 13
- ⑥東寺御影供表白 (第十九)  
A | 1 / B | 2
- ⑦北院御影供導師表白 (第十九)  
A | 6・9・14・15・16 / B | 7・8・10・11・12
- ⑧御影供表白 (第十九)  
A | 26 / B | 25
- ⑨鳥羽院御月忌表白 (第二十)  
A | 3・4・5・6・7 / B | 1・2

《2の可能性について》

仏事法要を営む場合、その法会の主宰者たる施主の存在は極めて重要である。鎌倉時代には、施主の功德を贊嘆する段（施主段、また施主分）が法会に補充されるようになり、あるいは、これに阿る僧侶も出現しはじめるほどである。

加えて、特に追善供養、逆修供養などの場合には、対象となる亡者の存在も見逃せない。

このような「あての人物」ともいへべき存在が、かような文体差を生じるならかの要因として働いたのではないかと、この仮説が成り立つように思われる。

そこで、同じ社会的属性の人物に関わる表白文についてAタイプとBタイプのもものが存するかどうか検討してみた。

### ①仙院（太上法皇）の場合

(例) A 東寺灌頂乞戒導師表白 (2-7)

是以彼弘仁淳和之為天兄天弟始万代之御願於一宗今聖王仙院之御ス天父天子ト置不朽之勸賞於両寺給ヘリ

B 円宗寺結縁灌頂三摩耶戒表白 (1-1)

依之太上法皇於寛平聖主精舎之砌延久太上伽藍之内択大呂之佳辰所令修灌頂之法会給也方今一人仙院摩光儀臨幸内証之樞

### ②女大施主の場合

(例) A 観音院結縁灌頂乞戒導師表白 (2-12)

今女大施主ハ則栄耀ヲ一朝極給ヒ芳名ヲ万邦ニ施給ヘリ国王太子ニハ祖母ナリ紹勅ヲ家礼ニ嚴給ヒ前太相国ニハ家室ナリ四徳ヲ夫婦ノ礼ニ備給ヘリ

B 千部法花経并釈迦如来像供養表白 (12-3)

乃至十方無尽世界海三宝護法併仏誓本願為一切成女大施主御願令二世大願円満云々

ここでは、①仙院（太上法皇）、②女大施主、の二ケースについて見たわけであるが、右のように、AとB、二タイプのもものがそれぞれに指摘できるため、この仮説も成り立ち難いように思われる。

《3の可能性について》

最後に、収録された個々の表白文の作者にその要因を求めてみたい。すなわち、Aタイプ⇄漢字片仮名交じり文、Bタイプ⇄漢文、の選択は、作者によってなされるといふ仮説である。

本表白集に、表白文を十篇以上収めている作者を取り上げて、Aの漢字片仮名交じり文、Bの漢文のどちらに偏るかを調査してみると次のようである。

A（漢字片仮名交じり文）の表白文作者 \*（ ）内の数字、上段Aの篇数、下段全篇数を示す。

有真僧都（33—33）、恵什阿闍梨（11—19）、宮僧正（10—17）、兼賢法橋（7—10）、斉延僧都（9—13）、平救阿闍梨（8—11）、

B（漢文）の表白文作者

覚任僧都（8—59）、覚耀（1—22）、行任（2—10）、顕毫已灌頂（0—13）、中御室（7—44）、

Aの作者の表白文中にもBの作を含むことがある。と同時に、Bの作者に分類したものの中にも、Aの作を含むことがあるが、覚任僧都の場合、Aタイプ八篇のうち六篇は、仮名を交えるといってもほんの二、三箇所にとどまるものであり、中御室の場合も、Aタイプ七篇はすべてこのようなわずかに仮名を交える篇であって、原則として漢文体の文章と認められるのである。

このように、A（漢字片仮名交じり文）の文体を選択するか、B（漢文）の文体を選択するかは、概ね作者によって決まっていると見て大過ないのである。

但し、このことの前提として、本文献所収の表白文が編集や書写の際に文体を改変したことの可能性のないことを言

わなければならぬであらう。もし、かかる段階で文体の変更が行なわれたのであるならば、それを作者の文体選択の  
ことと結びつけて解釈することはできないからである。

従来、表白文の文体を片仮名交じり文に改変する事例は、高山寺経蔵の表白文において鎌倉時代初期より見出される  
という指摘がある。<sup>(8)</sup>したがって、鎌倉時代後期の書写になる本文献においても当然その可能性を吟味検討する必要があ  
るのである。

しかしながら、少なくとも次の三点の事実より推して、そのような可能性を現段階で全く否定するわけではないが、  
有り得た蓋然性のきわめて低いことと思量するものである。

まず、先の検討により、特定の作者に限って、Aタイプの片仮名交じりの表白文が指摘され、一方に、もっぱら漢文  
で綴る表白文作者が存するという事実それ自体である。これは、ある特定の作者の表白文だけを後に仮名交じりに改変  
して本表白集に引載したと解釈するよりは、原表白文の表記体を踏襲伝承したと考える方がはるかに自然なことと思わ  
れるのである。

第二に、「末五想三金之観ヲ備ヘサル智ナリ」(3-8)のような例の存することである。もし記入された訓点が本文に入  
り込んだと考えるならば、打消の「サル」は「末」の直後に来るのが通例であらうと思われるものである。

さらに、第三として、高山寺経蔵の表白文により従来指摘された片仮名交じり文は、すべて片仮名を小さく右寄せに  
して書くものであったことに注意したい。本文献中の片仮名交じりの表白文も同様であるものが多いけれども、しかし  
ながら本文献の片仮名交じりの表白文の中には高山寺経蔵のそれには見出されない、双行割り書きの宣命書きの例が散  
見するのである。このことも、当該表白文がもともとかかる文体であったことの証左たり得ると考えるものである。

以上のことから、本文献所収の表白文に二つの異なった文体の作品の混在することは、原表白文にもともこのよう  
な二つのタイプが存在していて、これを収録書写の際にも踏襲したことの結果であると解釈するのである。

## 五、二十二卷本『表白集』所収表白文の作者について

前項において、本文献所収の表白文には、二種の文体を認め得、それが概ね作者によって決まっていることを述べた。さすれば、A・Bそれぞれの文体を選択する作者は、いつの時代に活躍し、いかなる社会的属性を有する人物であるのか、時代的にある偏りが認められるならば、それは作者の個性というよりは、作者の生きた時代の文体を反映するのではないかという解釈の可能性もさらに吟味されなければならないだろう。

そこで、この項では、先に見た十篇以上の表白文を収める作者についていかなる人物であるかについて記録史料などを手がかりに調査し、判明し得たところについて報告することとする。

## 《A漢字片仮名交じり文の表白文の作者》

## (1) 有真僧都

本文献に、三三篇の表白文を収めそのすべてが片仮名交じり文である有真僧都は、

## ①血脈類聚記・第五

有真（四十五。近江大僧都。菩提院。近江守藤有佐子。／文治五年九月二十七日卒。八十二）

仁平二年十二月二十二日壬午（房宿／日曜）於上乘院授与之 色衆十二口

教授（覚耀） 誦經（慶成） 護摩（静実） 嘆徳（行任）

## ②仁和寺諸院家記・菩提院

有真大僧都。（号近江大僧都。上野守季安息。或云。近江守。／藤有佐子。真助僧都付法。紫金台寺御室御弟／子。二条院御崇重云々）。文治五年九月廿七日入滅。（八十一／歳）。

のように、紫金台寺御室覚性法親王の弟子で、仁和寺菩提院開祖。天仁二（一一〇九）〜文治五（一一八九）年に活躍し

た人物であることがわかる。他にも、

③ 兵範記

鳥羽殿御念仏、(中略)仁和寺有真闍梨啓白結願由、(仁平二年八月十日)

④ 吉記

(八条院常磐御堂供養事、付院御幸)今日八条院常磐辺、建立精舎、令供養給、仁和寺法親王為御導師、持金剛衆十  
二人、法印寛成、(祝願)、権少僧都有真、(唄)、(中略)法橋兼賢、寛顯、顯毫、寛舜(已上已)灌頂、(承安四年二月  
二十三日)

⑤ 孔雀經御修法記

白川押小路御所。一院御祈被修同法。大阿闍梨御室。伴僧廿口之内。(中略)有真。(久安四年五月十日)  
のような記録から、彼の事跡を追うことができる。また、④には、後に取り上げる兼賢法橋、顯毫已灌頂の名も見える  
ことは注意しておきたい。

(2) 恵什阿闍梨

恵什阿闍梨の表白文としては、本文献に「成就院大僧正逆修開白弥勒像供養表白」(12-6)、「大教院一品宮四十九日  
御追善表白」(13-7)などがあつて、成就院大僧正(寛助)や大教院一品宮(寛意)のころ、すなわち一一〇〇年前後に  
活躍していた人物であることが判る。

① 孔雀經御修法記・中御室

康和三年(一一〇二)辛巳正月廿一(四イ)日。(中略)於禁中(賀陽院)御室孔雀經令 始行給。伴僧廿口。…最朝。  
とある「最朝」も、

② 血脈類聚記・第四

金沢文庫蔵二十二卷本『表白集』所収表白文の文体について

○淳祐——真頼——雅真——曆海——修仁——増蓮——芳源——恵什（本名最朝信乃／守伊綱子）  
のように、恵什と同一人物であつて、

③尊卑分脈



仁和寺の僧であることが確認される。

(3) 宮僧正

本文献の中に見える「宮僧正」は、「東寺結縁灌頂三摩耶戒表白 宮僧正（信一）」（1—5）とあり、また「花園左大臣堂供養表白」（7—12）の作者であるところから手がかりを求めると、次のような記事より、応徳三年（一〇八六）に生まれ、康治元年（一一四二）に寂した「信証」と同定される。彼は、後三条院孫で、西院流の祖、東寺長者として活躍した。

①仁和寺諸師年譜

宮僧正信証。後三条院御孫。輔仁親王息。号宝浄院僧正。世申堀池僧正。或称三宮僧正。一長者。広隆寺別当。

②仁和寺諸院家記

宮僧正信証。（中略）康治元年四月八日入滅。（五十／五）

③血脈類聚記・第五

十一代寛助御弟子

僧正信証

〔裏書〕後三条院号第三宮

輔仁親王息。寛助灌頂弟子。保安五年三月十三日庚寅受灌頂給。(年／二十) (以下略)

④東寺長者補任

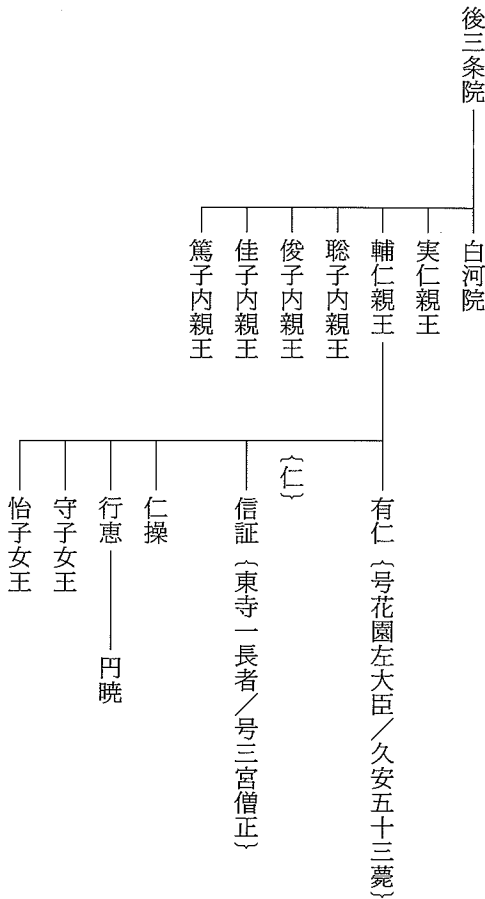
大治五年(庚戌六年正月廿九日改元)

長者権大僧都信証(法務。後七日法行之／二月五日叙法印)

⑤中右記

今日東寺灌頂式日也。(中略)権大僧都信証引讃衆參上。登高座。持金剛衆行道。戒導師就礼盤啓白。

⑥尊卑分脈





また、高山寺経蔵の「法花釈迦多宝如常西界大白」一卷（IV—42—71）の次の本奥書に見える「三宮僧正」もこの信証であろう。

○建久元年八月十二日於高尾寺円樂寺僧都本書畢蓮覚法眼伝之三宮僧正口伝云々、

(4) 兼賢法橋

兼賢法橋は、「長幸大僧都伝法灌頂誦経導師表白」(3—7)などの作者であつて長幸大僧都の伝法灌頂が、天養元年(一一四四)十月二十七日心蓮院にて行なわれているので(血脈類聚記第五)、この頃の人物と見られる。他に、

① 孔雀経御修法記

於三条殿新院御祈令勤修御。大阿闍梨御室。伴僧廿口。…兼賢。(大治四年正月三十日)

② 中右記

法勝寺金泥一切経供養僧名。讚衆三十口。…右方十五口〔東寺〕。…兼賢。

とあるのも、本文献の「兼賢」と同一人物と考えて矛盾しない。ほぼ同時代に高野山二十一世検校執行(仁平三年十一月)の「兼賢」がいるけれども、別人であろうか。

(5) 齊延僧都

本文献の「齊延」は、「東寺結縁灌頂大阿闍梨徳返答」(6—2)、「大御室三尺阿弥陀供養表白」(12—2)、「宇治殿下九壇阿弥陀護摩表白」(14—21)、「宇治殿下被修理趣三昧表白」(17—9)、「大御室為先師大僧正濟一被修理趣三昧表白」(17—23)などより、仁和寺第二世大御室性信(二〇〇五—一〇八五)や宇治殿下藤原頼通(九九二—一〇七四)とほぼ同時期、すなわち一〇〇〇年代、十一世紀に活躍した東寺ゆかりの僧であることがわかる。彼は、次のような記事より、仁和寺華嚴院の僧、左大弁源経頼の息、観音院にて伝法灌頂を受け、東寺二長者に昇つた「齊延僧都」であると同定される。

①血脈類聚記第三

濟延（年二十八。華嚴院大僧都。無付法人。二長者。右大弁／源經頼卿息。延久三年十月二十四日入滅。五十九。）

〔裏書〕 濟延事 右大弁経頼卿息。治暦二年大僧都。同三年六月加二長者。長暦四年庚辰五月十日甲子於観音院授

之 持金剛衆六人 讚衆八人 教授（尋賢阿闍梨） 誦経導師嘆徳（皆平救阿闍梨） 三昧耶戒  
之間小雨降。及晚景止之。

②仁和寺諸院家記・華嚴院

濟延大僧都

二長者。（中略）治暦三年六月廿五日加任長者。（五十／六）。

③春記

雨氣不止、後聞、今夕有僧綱召、中納言俊家奉之宣下云々、（権律師）濟延（母小式部）、（天喜二年五月二十九日）

④紀伊高野山光明院藏 金剛頂瑜伽經<sup>9</sup>

（卷下） 長元六年七月廿二日於大師僧都御房奉受了／比丘濟延

（6） 平救阿闍梨

平救阿闍梨は、前項にその文を例示したように、非常に多くの仮名を交える作を伝えていて、注目に値する。次の①・②のように、大御室性信の伝法灌頂（治安三へ一〇三三）年、濟延の伝法灌頂（長曆四へ一〇四〇）年の頃の記事に見える。また本文獻に、「興福寺永昭僧都伝法灌頂誦経導師表白」（3—8）、「池房僧正（長—）伝法灌頂嘆徳」（5—6）の作者として掲出されることから、③・④の記事によつて、万寿／永承の頃活躍した僧侶と同時代を生きたものと見られる。他の記録類に多くは見出せないもので、詳細に彼の事跡を追うことは現段階ではできていないが、主として十一世紀の前半に活躍したように思われる。⑤以降は、「平救」とあるものの同一人物かどうか未詳である⑤は、山僧で別人であろう。

⑥・⑦・⑧・⑨・⑩は本文献の作者である可能性が高いように思われる。

①仁和寺御伝

大御室。性信。三条院第四子。(中略)治安三(癸亥)年三月七日庚午。(鬼宿/日曜)。於観音院御灌頂。(十九)。大阿闍梨大僧正济信。(七十)。教授権律師延尋。護摩阿闍梨平救。嘆徳僧正仁海。(于時権律師。嘆徳之間/律師不覺涕泣云々)。色衆三十四口。後就仁海僧正令受印可。

②血脈類聚記第三

济延(年二十八。華嚴院大僧都。無付法人。二長者。右大弁/源経頼卿息。延久三年十月二十四日入滅。五十九。)[裏書] 济延事 右大弁経頼卿息。治暦二年大僧都。同三年六月加二長者。長暦四年庚辰五月十日甲子於観音院授之。持金剛衆六人 讚衆八人 教授(尋賢阿闍梨) 誦経導師嘆徳(皆平救/阿闍梨) 三昧耶戒之間小雨降。及晚景止之。

③小右記

右頭中将頭基下給興福寺申請被以権少僧都永照補任寺家権別当職文、(万寿二年十月五日)

④血脈類聚記第四

長信 (内供。号池房僧正。御堂関白道長御息。一身阿闍梨。母大納言源重光女。延久四年九月三十日卒。五十九或六十。)

〔裏書〕 御堂殿御息。延尋入室弟子。性信親王受法灌頂。(中略) 永承二年十月五日於観音院御灌頂授伝法灌頂職位給。色衆二十人 济延(嘆徳) 信禅(誦経) 聖照(護摩教授)

⑤権記・寛弘八年六月二十五日

御葬事、

一、百僧……平救、……(已上延曆寺)

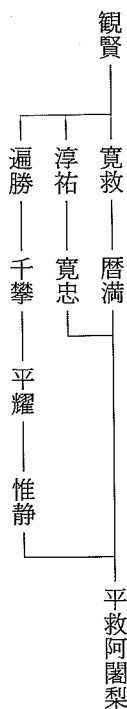
⑥仁和寺諸院家記・我覺寺

平救□□(或寛忠付法。聖教等相伝之云々。/寛救付法。大法師曆滿付法。)

北院御室御記云。元杲僧都付法。平救阿闍梨為匡房子。(但養子。明/衡末子)

当道器量尋常也。観音院祭文平救当座草之。

⑦醍醐寺藏本伝法灌頂師資相承血脉・②



⑧高山寺経藏 題未詳 一帖 (IV-182-39)

(奥書) 保延六年四月十五日於円楽寺東御坊書之

〔平救次第云々〕(別筆)

⑨石山寺藏 金剛童子成就次第 一帖 (深一九一-三二)<sup>(10)</sup>

(奥書) 此次第平救闍梨之次第也云々

〔以大定房御本書之/一交了 珍暎之〕(朱)

⑩石山寺藏 表白集 一冊 (深一一一-六三)

(奥書) 此書ハ池上ノ平救阿闍梨ノ御所作也苟依其孫纔所伝也極秘要ノ書也但東寺ノ辺ノ学者ニ非ハ不可被見穴賢々々

又不見ノ志無カラム人ニ不可許者也 努力々々

右の⑩は、仁和寺、東寺、醍醐寺等、真言宗の諸寺関係の法会を中心とした表白集であり、「治安三年□月七日仁和寺

金沢文庫藏二十二卷本「表白集」所収表白文の文体について

宮御灌頂乞戒」などの文を含み、本文は宣命書の片仮名交じり文であると言<sup>(1)</sup>う。さすれば、あるいは本文獻所収の平救作の「大御室御灌頂誦經導師表白」(3-3)などと同文かも知れず、今後その関連を調査する必要がある。

《B 漢文の表白文の作者》

(1) 覚任僧都

覚任僧都は、本文獻中に、もつとも多くの表白文を伝え、五十九篇もの作品を数えるが、原則として、漢文体の文章で綴られる点、先のAタイプの作者とは、異なりを見せている。

覚任は、広沢流覚任方の祖で、式部丞藤原家能の子であり、式部阿闍梨と称された。応徳元(一〇八四)年より、仁平二(一一五二)年の僧で、十二世紀中ごろまで活躍したと見られる。次の諸記録に見出せる。

① 血脈類聚記第五

(十一代成就院弟子) 権少僧都覚任(付法二人。四長者。覚意大僧都入室。式部丞家能子。号式部阿闍梨同云。

[裏書] 内大臣實能公息。寛助灌頂弟子。久安四年五月権少僧都。同二十九日加四長者。同六年三長者。仁平二年

三月一日卒(六十九)

② 孔雀經御修法記・中御室

於禁中(賀陽/院)御室孔雀經法令始行給。伴僧廿口。…覚任。(康和三年正月廿一日)

③ 中右記

今夕僧事被急行也、(中略)東寺灌頂覚任、(保延元年九月二十二日)

④ 兵範記

次着改僧服令受戒給云々、戒和尚僧正信証、(中略)剃除法眼寛遍 権律師覚任(保延七年三月十日)

この他、仁和寺諸院家記、長秋記、台記などにも見える。

(2) 覺耀

覺耀は、保延六(一一四〇)年十月十一日仁和寺北院に於いて三十六歳で高野御室覺法親王より伝法灌頂を受け、  
保三(一一六三)年二月二十八日寂す。時に六十歳であつた。

①血脈類聚記第五

覺耀 (三十六。越後律師。応保三/年二月二十八日卒。六十)

同六年 十月十一日壬午 於北院授之 色衆十二人

教授(世豪/僧都) 誦經(信爾/阿闍梨) 護摩(忠観/阿闍梨) 嘆徳(隆勝/阿闍梨)

②兵範記

今日美福門院被始行五十日御仏事於金剛証院霞殿有其儀、(中略)請僧八口、(中略)凡僧覺耀 (仁平三年七月七日)

御齋会始、(中略)真言院御修法一長者法印大僧都覺遍、太元帥法阿闍梨覺耀於一本御書所勤行之、(久寿二年正月八日)

③山槐記

參内、自女院内御祈被始尊勝(元/海)、六字(覺/耀)、両法、(久寿二年六月二十二日)

(3) 行任

行任の事跡は、未だ多くは見出してないが、おおよそ次のような記録から、天養久安前後の十二世紀中ごろの仁和寺僧であると思われる。

①血脈類聚記第五

行任 (四十九。当灌頂不遂。観音院卒)

同(久安)六年十二月己巳 於保寿院受之

②孔雀経御修法記・高野御室

金沢文庫蔵二十二卷本『表白集』所収表白文の文体について

天養元年甲子八月四日癸未。於四条殿本院御祈被修同法。大阿闍梨御室。伴僧廿口内。(中略)行任(発願)

(4) 顕毫已灌頂

顕毫已灌頂が(一)④吉記の記事にあるように、有真僧都や兼賢法橋と座を同じくしていることは、先に指摘しておいた。加えて、次の記事により、覚任とも同じ法会に列していることがわかり、彼らとほぼ同時代の仁和寺僧であると考えられる。

①孔雀経御修法記

於姉小路内裏。天下安穩御祈被修同法。大阿闍梨御室。(第六度。)伴僧廿口之内(中略)覚任。(中略)已灌頂兼源。(聖天)顕毫。(長寛元年七月十三日)

(5) 中御室

中御室覚行法親王は、本文献中に四十四篇もの作品を残し、覚任僧都に次いで多くの表白文が収録されている。

彼は、仁和寺第三世、承保二(一〇七五)年白河院の第三皇子として誕生した。

①本朝皇胤紹運録

白河院 — 堀河院 — 鳥羽院

(仁) 覚行法親王 (三品。号中御室。母経平卿女。典侍経子)

(仁) 覚法法親王 (二品。号高野御室。本名真行。次行真/母従一位師子。顕房公女)

②諸門跡譜

(第三) 覚行法親王。(二品。中御室。本覚念。出家皇子/称親王事。堀川院御宇始也。) 白川院第三皇子。母典侍

経子。藤原経平卿女。承保二年四月生。長治二十一(一八)寂。三十一歳。

彼の事跡を伝える史料は比較的多く、今後詳細な検討によってそれぞれの表白文についていくらかその作成年次を推

定できるものと期待される。

たとえば、「円宗寺結縁灌頂三摩耶戒表白」(1-1、2)は、

### ③仁和寺御伝

十二月五日於円宗寺結縁灌頂大阿闍梨。(承徳三年)

の記事より、承徳三(一〇九九)年十二月五日の折のものである可能性が高いように思われ、また、「尊勝寺供養金堂御仏開眼表白」(7-18)は、

### ④仁和寺御伝

十月一日甲午。尊勝寺諸堂御仏且図絵形像。以諸宗名徳。被行彼尊法。其中金堂御仏。率六口伴僧令勤修給。(康和二年)

より、康和二(一一〇〇)年十月一日のものと判ぜられる。

以上、A・B両タイプの表白文の主立った作者について検討してみた次第である。その結果、同時代の、同一法会に参列している僧であつても、一方がAタイプの片仮名交じりの表白文を作成し、一方がBの漢文の表白文を草するといつたことが認められた。

また、ここで取り上げた作者は、いずれもみな仁和寺僧であつて、僧侶の宗派の相違に基づく文体の差と解すべきものでもないことが知られた。

さらに、時代的に見ても、十一世紀に活躍した、済延僧都や平救阿闍梨の作品に片仮名交じり文が認められることから、時代が下るにしたがつて片仮名交じり文が増加するといったことでもないようである。

要するに、ここでは、作者によつてA・Bのそれぞれの文体を選択することが概ね定まっていることを明らかにしたに止まるのであつて、さらに他の観点よりその選択理由について詳細な検討を継続する必要があることを感ずるもので



ある。

中でも、Aに分類した作者の作品にも、漢文のものが存し、逆にBに分類した作者のものにも、片仮名交じり文が指摘されることについて、その要因を追求してゆかねばならないと考える。

## 六、まとめ

以上、金沢文庫に所蔵の二十二巻本『表白集』について、所収の表白文には、漢字片仮名交じりの文体のものと、漢文体のものとの二種類が認められることを指摘し、それが概ね作者によって定まっている事実を明らかにした。

平安時代における表白文の歴史を考える上で、本文献の出現によって新たに判明した知見を記せば次のようにまとめることが許されようかと思う。

まず第一に、従来、十一世紀という平安時代後期は、表白文の作者は専ら儒者であったと考えられ、漢詩文集に所収の作品が多く伝わっていたが、本文献の出現によって、僧侶もこの時期に表白文を作成していた事実が指摘できる。そして、個々の作品によつて、その具体的な内容について検討することが可能になったのである。

第二に注目されるのは、平安時代後期の僧侶による表白文の中に、片仮名交じり文の文体のものが存するということである。従来、この時期の表白文は、専ら四六駢儷体の漢文のものばかりであつて、仮名交じりの表白文は、高山寺経蔵文献による限り鎌倉時代初期を俟たなければならなかつた。

さらに、この事實は、単に表白文の文体史の問題の枠を越えて、平安時代後期の言語体系を考える上できわめて重要であると思われるのである。すなわち、従来、片仮名交じり文の源流としては、平安時代初期（延暦十五年以降、天長以前）の東大寺諷誦文稿が知られていた。<sup>(13)</sup>

それ以降「七諭三平等十无上義」一卷（東大寺図書館蔵、平安初期写）、「因明大疏導・因明大疏裏書」（天長六年か）、「因

明入正理義纂要裏書」一卷（興福寺藏、天長八年か）、「法華論義草」一卷（東大寺図書館蔵、平安中期写）のようなものが紹介されていたが、十一世紀の平安時代後期の文献については報告がなく、他の訓点資料、古記録、平仮名文に比べて文献資料が欠落していたように思う<sup>(14)</sup>。

そして、今昔物語集のような片仮名宣命書の文体の成立をめぐることは、保延六年（一一四〇）写の金沢文庫本仏教説話集を取り上げて論じられることが多かったように思われる<sup>(15)</sup>。

この、東大寺諷誦文稿と金沢文庫本仏教説話集とは、文体面できわめて近似しており、

①今此堂ハ名ヲ云某（中略）堂モ麗蔽リ仏像モ美奉造（東大寺諷誦文稿二七九行）

②設僅ニ有受人身時而生偶正教流布之世稀ナリ（金沢文庫本仏教説話集5ウ5）

のようにいづれも片仮名交じり文であり、時に宣命書きの箇所が認められること、また語順や敬語の漢字表記などの面でも共通の性格を有していたが、単に言語表現の面だけでなく、内容面でも共通するものであって、前者は、諷誦文の類、すなわち表白文、願文、また教化の案の集成であり<sup>(17)</sup>、後者も阿弥陀三尊図絵供養の説教諷誦の草案であって、中でもD法会の趣旨（5ウ3〜16ウ1）は、表白文そのものである<sup>(18)</sup>。

すなわち、両者はいずれもいわゆる「諷誦文類」であって、かような所に片仮名交じり文の流れの一つを認め得るものと想像されるのであった。しかしながら、その間の文献資料が欠落していた為に両者を繋ぐことができず、このことを具体的に論じられなかった憾みがある。今回、本文献の出現によって、平安時代を通じて、片仮名交じり文が作成されていたことが明らかになり、その流れを成す基盤の一つに「諷誦文類」の存することもわかってきたのである。

今後は、本文献の十一世紀作成と思われる表白文の一文の言語表現を具体的に検討することによって、平安時代における片仮名交じり文の系譜を辿ってみたい。

また、平安時代に、既に漢文の表白文と片仮名交じり文のそれとが存する事実を踏まえて、この時期の表白文の文体

の複層性についても考えてゆきたいと思っている。

注

- (1) 平成五年八月二十一日於金沢文庫原本調査、同六年八月二、三、四日紙焼き写真調査。
  - (2) 永井義憲・清水有聖『安居院唱導集』上(昭和47・3)「安居院唱導資料考」
  - (3) 小峯和明「金沢文庫蔵・二十二巻本『表白集』をめぐって」(平成4・6・1国文学研究資料館〈共同研究〉口頭発表)
  - (4) 牧野和夫「仲範撰述の一書『持犯要記俗書勘文抄』——紹介と翻印、附二十二巻本『表白集』目録一覽等——」(『実践国文学』42、平成4・9)
  - (5) 山本真吾「勸修寺法務寛信の表白文作成活動——院政期における僧侶による表白文の作成——」(『三重大学日本語学』5、平成6・5)
- なお、寛信法務の表白文を贊嘆する記事を新たに見出したので、ここに紹介しておく。
- 『孔雀經御修法記 大御室以後』(統群書類従25下、巻七二九)
- 長承三年甲寅七月四日。(中略)或云。權少僧都寛信第二度仰院宣。奉仕御導師殊以啓白緇素成隨喜。僧都聊有所愁歎。保延元年十月廿七日御産御祈。於八条殿被行孔雀經御読経。僧綱以下廿口。權少僧都寛信勤仕。開白啓白幽玄。聞者塞心云々。
- (6) 山本真吾「京都女子大学蔵表白集解説並びに影印」(『鎌倉時代語研究』10、昭和62・5)
  - (7) 牧野和夫「鎌倉初・前期成立十二巻本『表白集』伝本の基礎的調査とその周辺(1)「類聚」ということ」(『実践国文学』36、平成元・10)
  - (8) 同「『本朝』文集」編纂資料についての一考察——十二巻本『表白集』・『言英私集』など——」(『実践国文学』42、平成4・9)
  - (9) 山本真吾「鎌倉時代に於ける表白付説教書の文章構成と文体」(『国文学攷』一三二・一三三、平成4・3)
  - (10) 峰岸明「表白の文章様式について」(『高山寺典籍文書の研究』、昭和55・東京大学出版会)
  - (11) 遠藤嘉基・廣濱文雄「新版点本書目」(昭和32・明治書院)
  - (12) 石山寺文化財総合調査団「石山寺の研究——深密藏聖教篇下——」(平成4・法蔵館)
  - (13) 築島裕「石山寺深密藏の古点本について」(石山寺文化財総合調査団「石山寺の研究——深密藏聖教篇上——」(平成3・法蔵館)
  - (14) 築島裕「高山寺表白集の研究」(高山寺資料叢書「高山寺古往来表白集」、昭和52・東京大学出版会)
  - (15) 山本真吾「平安時代の表白文に於ける対句表現の句法の変遷について」(『国語学』一四九、昭和62・6)
  - (16) 春日政治「古訓点の研究」(昭和31・風間書房)

塚原鉄雄「諷誦文稿の史的座標——訓詁史的意味と文章史的位置——」(『国語国文』49—9、昭和55・9)

築島裕「『東大寺諷誦文稿』小考」(『国語国文』21—5、昭和27・6)

中田祝夫「改訂東大寺諷誦文稿の国語学的研究」(昭和44・風間書房)

前田富祺「古代の文体」(講座国語史6『文体史・言語生活史』、昭和47・岩波書店)

築島裕「平安時代語新論」第二編第三章(昭和44・東京大学出版会)

(15) 小林芳規「石山寺蔵の片仮名交じり文について」(石山寺文化財総合調査団『石山寺の研究——深密藏聖教篇下——』、平成4、法蔵館)

(16) 片寄正義「『金沢文庫所蔵仏教説話集』について」(『国語と国文学』19—12、昭和17・12)

山内洋一郎「金沢文庫本仏教説話集の錯簡について」(『国語と国文学』43—7、昭和42・7)

池上洵一「金沢文庫本『仏教説話集』の説話」(『国文論叢』12、昭和60・3)

(17) 中田祝夫「改訂東大寺諷誦文稿の国語学的研究」(昭和44・風間書房)

(18) 山内洋一郎「金沢文庫蔵『仏教説話集』の構成について」(『金沢文庫研究』18—5、昭和47・5)

山本真吾注(12) 論文

【附記】 本稿は、第十九回鎌倉時代語研究夏期研究会での口頭発表を基に纏めたものである。席上、小林芳規先生、榎木久薫氏より、貴重な御教示を賜わった。銘記して、深謝申し上げる。

なお本稿は、平成六年度科学研究費補助金(総合研究A「近畿地方の古寺所蔵文献言語資料の総合的調査研究」代表・沼本克明)による成果の一部である。

(平成六年九月二十五日稿)